

武蔵野市印鑑条例の一部を改正する条例について（議案第60号資料）

1 改正の趣旨

証明書窓口受付端末機（以下「まどうけ」という。）の導入に伴い、まどうけによる印鑑登録証明書の交付申請及び交付について規定する。

2 まどうけ導入について

(1) 概要

まどうけは、市が現在導入しているコンビニ交付システムを利用したオプションのシステムで、専用端末機から証明書の発行申請（税証明を除く。）を可能とするものである。

市民課における証明書等交付待合フロアに設置する専用端末機にマイナンバーカード等の電子証明書を読み込ませて本人確認を行う。申請者は、コンビニ交付と同様の操作で証明書の交付申請を行う。この申請に対し、市民課執務室内に設置されたプリンタから申請該当者の証明書と申請書が自動的に印刷され、市は、窓口を通じて当該証明書の交付及び手数料の受領を行う。なお、手数料は窓口における交付手数料と同額とする。

(2) 導入目的

各種証明書交付申請のために市民課窓口へ来庁した市民の待ち時間の短縮と申請書記入の負担軽減を図る。

(3) 導入効果

- ・申請者は、証明書発行の申請書を記入する必要なく、コンビニ交付と同様の端末画面上の操作を行うことで、必要な証明書の交付申請が可能になる。
- ・市は、申請書の受付や証明書発行処理の必要がなくなり、証明書発行対応の事務負担が軽減される。
- ・証明書交付までの処理時間及び待ち時間が短縮される。

(4) 導入台数

1 台

(5) 利用開始日

令和6年10月1日

(6) 事業費（令和6年度歳出予算額）

2 款 総務費 3 項 戸籍住民基本台帳費 1 目 戸籍住民基本台帳費
戸籍住民基本台帳事務 2,041 千円

担当課 市民部市民課